

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人参同会（以下「この法人」という。）の定款第9条、第23条及び社会福祉法人参同会評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、役員、評議員選任・解任委員及び評議員から書面により報酬の受領を辞退する旨の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。
- 4 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理

事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする（職員給与の支給を受けている理事1名の職員給与額は含まない。）。

2 この法人の全監事の報酬総額は、10万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事棒給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事棒給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤理事に対する報酬額は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

但し理事長に於いては、社会福祉法人参同会役員等の職務権限規程の第2条に基づき職務が多岐に渡ることから月額とし、会議等への出席については無報酬とする。

6 各々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

7 各々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

8 評議員選任・解任委員の報酬は、別記4「評議委員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 理事長が招集した会議に役員等が出席した場合は、別記5「役員等の費用弁償」に定める額とする。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社会福祉法人参同会職員等旅費規程に準じる。

4 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を社会福祉法人参同会職員等旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費は除く。）は翌月の10日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日）又は日曜日及び金融機関の休業日にあたるときは、その前日とする。

2 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに常勤役員の旅

費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月21日より施行する。

この規程は平成30年6月21日より施行する。

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和5年6月21日より施行する。

別表（第4条関係）

（常勤理事棒給表）

号	月額（円）
1	350,000

別記1 非常勤理事の報酬（第4条関係）

	日額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	30,000 円 以内
理事長職務	400,000/ 月額

別記2 監事の報酬（第4条関係）

	日額
理事会・評議員会等への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別記3 評議員の報酬（第4条関係）

	日額
--	----

評議員会等への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別記 4 評議員選任・解任委員会の報酬（第 4 条関係）

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000 円

別記 5 役員等への費用弁償（第 5 条関係）

	日額
理事長が招集する会議への出席	1,000 円